

根室市選挙管理委員会告示第 18 号

令和3年8月22日執行予定の第17回根室市議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条及び根室市選挙事務取扱規程第79条の規定により、選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和3年6月1日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴谷良憲

